

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年1月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2300278 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2300041 号

第1 結論

請求者のA社における平成28年2月10日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成28年2月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年2月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年2月10日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求期間に係る賞与一覧表（写）及び給与所得退職所得に対する源泉徴収簿（写）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から標準賞与額30万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、事業主（請求者）は、請求期間当時、自身が社会保険事務を担当していたが、賞与が支払われない時期もあり、現在、契約している会計事務所が社会保険の届出を行っている

るものと思っていたことから、自身の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出を失念していたと思う旨回答しているところ、会計事務所の担当者は、社会保険の届出業務については、当事務所では行っておらず、事業所による健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出の失念と思われる旨陳述している上、B年金事務所は、請求期間当時のA社に厚生年金保険料の滞納はなかった旨回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与については、意図的に届出が行われなかったものではないと考えられる。

以上のことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「特例対象者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年2月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和5年4月21日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。